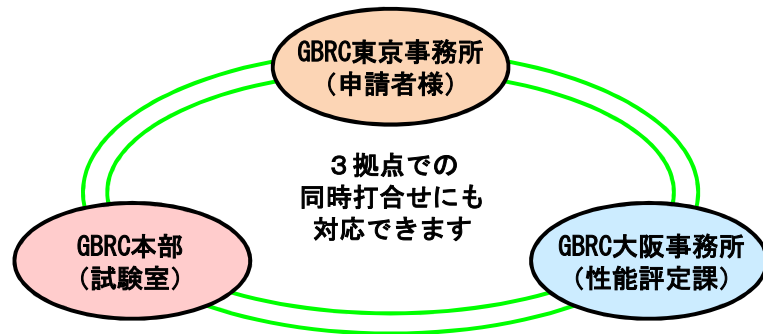


【ご紹介】TV会議システムについて

本部(大阪府吹田市)、大阪事務所(大阪府大阪市)、東京事務所(東京都港区新橋)の3拠点を繋いで打合せができるTV会議システムをご利用頂けます。
大阪事務所や東京事務所での打合せについては、これまでどおり対応させていただきますが、その他にも東京事務所ではTV会議による打合せも対応可能です*。
TV会議システムの利用をご検討される場合、まずは性能評価課の担当者までご連絡ください。

*:外部直接接続にも対応可能です。



TV会議システム
(イメージ)



トピックス

▶▶ 2ページ目

平成12年建設省告示第1446号が改正されました。

平成12年建設省告示第1446号(指定建築材料の品質に関する技術的基準)が平成27年12月1日に改正され、同月31日から施行されています。

今回は、告示の変更点について簡単に説明します。

【雛形】生コン工場単独申請 最新バージョン

2016年1月現在、別添等の雛形の最新版は、**ver. 11.0**です。
平成27年12月1日に改正された告示の内容も反映していますので、申請をお考えの方は、上記バージョンをご活用ください。
お手元にお持ちでない方は、ご連絡いただければ対応させていただきます。

【認定情報】大臣認定期間・大臣認定申請方法

2016年1月現在、国交省へ大臣認定を申請してから**約1.5ヶ月後**に認定書が交付されております。

なお、国交省への大臣認定の申請では、『自社申請』または『GBRCによる代理申請』を選択できます。

- ☑ 自社申請 : 申請者が自ら大臣認定の申請を行う。
- ☑ 代理申請※ : GBRCが代理で大臣認定の申請を行う。

※代理申請の場合、交通費等負担金として1件あたり1万5千円を申し受けます。



【お詫びとお知らせ】

本号のトピックスでは、平成27年12月1日に改正され、同月31日から施行された平成12年建設省告示第1446号に関する情報を提供させて頂きました。
当初予定していた『建築物の構造関係技術基準解説書におけるコンクリートの取扱い』については、次号 (Vol. 03) 以降に掲載する予定です。



〔トピックス〕平成12年建設省告示第1446号が改正されました。

指定建築材料の技術的基準である**平成12年建設省告示第1446号**が平成27年12月1日に改正され、同月31日から施行されました。建築基準法第37条第二号に該当するコンクリートを審査する際に適用されることとなりますが、平成27年12月1日の改正内容とそのポイントは、次のとおりです。**なお、JIS A 5308の認証を受けた工場であれば、既に対応されている内容と思われます。**

品質管理推進責任者

必要な知識・経験を有する品質管理推進責任者が製造部門から独立して選任され、責任をもって品質管理を行う体制が構築されていること(第3第6号口関係)。

- ▶ **品質管理推進責任者の資格、配置、責任に関する基準となります。JIS Q 1001(適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—一般認証指針)にも同様の規定があります。**

必要な情報の見える化

製品の検査方法等が社内規格に定められていること(第3第5号イ(2)関係)。製品の管理(製品の品質及び検査結果に関する事項を含む。)に関する記録が必要な期間保存されていること(第3第5号ト関係)。

- ▶ **製品の品質や検査方法とその頻度、それらに係る記録の保存に関する基準です。JIS Q 1001(適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—一般認証指針)やJIS Q 1001, JIS Q 1011(適合性評価—日本工業規格への適合性の認証—分野別認証指針(レディーミクストコンクリート))にも同様の規定があります。**

【性能評価委員会】スケジュール

2016年1月から3月の間の委員会日開催程(予定日)は、下表のとおりです(GBRCのホームページでもご確認頂けます)。

	1月	2月	3月	4月以降
事前検討委員会(大阪)注1)	26日	23日	15日	調整中です注3)
事前検討委員会(東京)注1)	28日	25日	17日	調整中です注3)
承認委員会(大阪)注2)	18日	15日	28日	調整中です注3)

- 注1) 事前検討委員会の審議は、大阪または東京のどちらかとなります。
 注2) 承認委員会の審議は、大阪のみとなります。
 注3) 各月1回の開催を予定しておりますが、開催日は未定です。開催日が確定しましたら、GBRCのホームページにある「各種委員会のご紹介(開催日程)」でお知らせいたします。

〔編集後記〕

あけましておめでとうございます。年末年始、どのようにお過ごしになりましたでしょうか？ご家族とゆっくりされた方や、ご自身の趣味に打ち込まれた方、はたまたお仕事でお忙しかった方もいらっしゃるかもしれませんが、それぞれに充実した年末年始をお過ごしになられたのではないかと思います。私は、アタフタしながらも年を越す前に家の大掃除を済ませ、その後は、家族と買い物に出かけたり、子供たちを植物園や動物園、水族館へ連れて行ったりするなど、家族サービスに明け暮れる毎日でした。本年も皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げますとともに、今年もGBRCをよろしくお願ひ申し上げます。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
 建築確認評定センター 性能評定課
 担当者：坂本、津平、安田
 連絡先：TEL 06(6966)7600
 FAX 06(6966)7680
 E-mail：seinou3@gbrc.or.jp